

## 令和5年9月12日 美郷町農業委員会会議録

令和5年9月12日午前9時00分農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

### 1. 出席委員は、次のとおり

2番	継田 竜也	10番	深沢 靖
3番	高橋 広樹	11番	齋藤 美由木
4番	奥山 秀治	12番	高橋 国広
5番	小西 嘉之	13番	佐々木 竜孝
6番	深田 秋彦	15番	高橋 秀行
7番	山田 貞子	16番	細井 千代文
8番	高橋 孝人	17番	高橋 正尚
9番	高橋 一平		

本会委員出席者 15名

### 2. 欠席委員は、次のとおり

1番	佐々木 定廣
14番	加藤 堅之助

欠席者 2名

## 1. 出席事務局職員

局 長	佐々木 龍 悦
庶務班長兼農地調整班長	加 藤 隆 輝
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

## 2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第39号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 5 議案第40号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）
- 第 6 議案第41号 農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定による意見について

会長 高橋 正尚 午前9時33分本委員会の閉会を告げた。

## 令和5年9月12日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和5年9月12日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午前9時00分
4. 閉 会 午前9時33分
5. 議事録署名委員 3番 高橋 広 樹  
4番 奥山 秀 治

- 議 長 それでは、ただ今から令和5年第10回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、3番、高橋委員、4番、奥山委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第37号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第37号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第37号、申請番号37番について議案書をもとに朗読、説明 】  
所有権移転1件です。  
申請番号37番、仙南地区の田1筆、畑3筆、計3,055㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。渡人は遠方に居住しており、農地を手放したく、当該地に隣接した宅地も一緒に受人が購入し、耕作することになりました。売買価格は総額で○○○円です。  
申請番号37番の申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。  
以上です。
- 議 長 議案第37号について事務局より説明が終わりました。申請番号37番について質疑を行います。質疑ございませんか。  
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号37番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号37番については原案のとおり決

しました。

●議 長 よって日程第2、議案第37号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第3、議案第38号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第38号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第38号、申請番号11番について議案書をもとに朗読、説明 】  
申請番号11番、仙南地区の田1筆、191㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人は渡人の子の夫です。子の成長に伴って住宅を新築したいことから、受人の妻の実家の向かいに住宅の新築を計画しました。面積は一般住宅63.97㎡、カーポート18㎡、通路、雪捨て場、緩衝地109.03㎡です。総事業費は〇〇〇円で全額借入資金、用地取得費はありません。当該地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して接地されるものに該当すると判断しております。この案件につきましては、3ページに位置図、4ページに配置図、5ページに平面図、6ページに立面図、7ページに公図を添付しております。 以上です。

●議 長 議案第38号について事務局より説明が終わりました。転用ですので調査の報告をお願いします。

3番委員 申請番号11番についてご報告いたします。4月4日午前9時から施工予定業者の〇〇〇担当者立ち会いのもと、山田委員、事務局高橋さんとともに調査を行いました。申請書類をもとに調査したところ、なんら問題がないと判断しましたのでご報告いたします。

●議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号11番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号11番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号11番については原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第3、議案第38号については原案のとおり許可相当と意見決定し、秋田県農業会議に進達いたします。

●議 長 次に、日程第4、議案第39号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第39号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第39号、申請番号53番から申請番号57番について議案書をもとに朗読、説明 】

所有権移転5件です。

申請番号53番、千畑地区の畑3筆、7,361㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は体調不良となり耕作できなくなったことから、

受人へ農地を売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は9月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号54番、千畑地区の田2筆、2,490㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり後継者もないため、受人へ農地を売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は9月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。受人は農機具一式を〇〇〇さん個人から借上げしております。

申請番号55番、千畑地区の田2筆、6,526㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は耕作をお願いしていた方が亡くなり、自分では耕作できないので、受人へ農地を売買することになりました。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は9月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、申請番号54番と同じです。

申請番号56番、六郷地区の田1筆、1,426㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人と受人はこれまで賃貸借契約しておりましたが、渡人は高齢であり農地を手放したく、受人へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は9月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。受人は農機具一式を〇〇〇さん個人から借上げしております。

申請番号57番、仙南地区の畑1筆、228㎡、渡人は〇〇〇さん、〇〇〇さんの兄弟共有、受人は〇〇〇さんです。渡人は耕作できないため農地を手放したく、受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円で引き渡し時期は9月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料4ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号53番から57番の案件につきましては、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第39号について事務局より説明が終わりました。申請番号53番から申請番号57番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号53番から申請番号57番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号53番から申請番号57番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第4、議案第39号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第5、議案第40号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）を上程し議題とします。議案第40号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第40号、申請番号164番から申請番号167番について議案書をもとに朗読、説明 】

中間管理事業による賃借権設定です。

申請番号164番、六郷地区の田1筆、713㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は20年間です。

以下3件の受け手は〇〇〇さんです。

申請番号165番、仙南地区の田1筆、9,324㎡、出し手は〇〇〇さん、賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号166番、仙南地区の田1筆、3,195㎡、出し手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号167番、仙南地区の田3筆、18,807㎡、出し手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で期間は10年間です。

申請番号164番から167番までの4件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第40号について事務局より説明が終わりました。申請番号164番から申請番号167番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号164番から申請番号167番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号164番から申請番号167番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第5、議案第40号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 暫時休憩します。 午前9時14分

●議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時15分

●議 長 次に、日程第6、議案第41号農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定による意見についてを上程し議題とします。議案第41号について事務局より説明願います。

農政課職員 【 議案第41号について議案書をもとに朗読、説明 】

お配りしております資料の「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について」という資料と新旧対照表の3ページをご覧ください。今回の基本構想の見直しですけれども、農業経営基盤促進法一部改正に伴い秋田県の基本方針が見直されたことから、県の見直しに合わせ、農業を担う者の確保・育成、農用地の効率的かつ総合的な利用、地域計画等に関する記載事項の追加変更等を行うものです。主な見直しに絞って説明させていただきます。変更概要の1つ目、農業経営基盤の強化の促進に関する目標では、県基本方針の見直しに合わせまして、農業経営基盤の強化の促進に関する方向と題名

を改め、近年はコロナ禍の収束により外食等業務向けの販売は回復基調にあるものの、物資高騰による消費者の節約志向からくる需要の減少によって米の需給が見通せないことから米価が低迷し、水稻を主体とした農業経営は厳しい現状になっているとのコロナ禍収束後の現状認識に関する記述を記載しております。

続いて5ページをお願いいたします。ここでは意欲のある者が農業経営を発展させていくことが出来るよう、どのような施策を展開していくかという部分に、地域計画により担い手を中心とした目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するとともに、地域農業の中心的な担い手である集落営農の統合・再編を推進し、より競争力の高い経営体の確保と次代への円滑な経営継承を図ると追加しております。こちらも県基本方針の見直しに合わせての追加となります。

続きまして6ページをお願いいたします。ここではスマート農業の推進を図る旨を追加しております。こちらも県基本方針の見直しに合わせての追加となります。

次に変更概要の2つ目、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標では6ページのとおり新規就農者数を更新し、ここでは令和2年の新規就農者数3人としておりましたのを、令和4年では4人と更新しております。

次に7ページですが、ここに記載の通り青年等の確保・育成目標について、県の目標人数を修正しております。270人から310人に修正しております。

次に変更概要の3つ目、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項では、県基本方針に合わせ、次の通り追加しております。

1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方として、本町の基幹産業として農業が持続的に発展していくため、効率的かつ安定的な農業経営を展開する経営体や新たに農業経営を営もうとする青年等を重点的に支援するとともに、兼業のひとつとして農業を選択する者など、多様な形で農業に関わる者についても相談対応や情報提供等のサポートを行う。

2. 町が主体的に行う取組として、町は農業を担う者を幅広く確保し、支援するため農業経営に即したきめ細やかなサポートを次により行う。1つ目、新規就農や雇用就農、移住就農に関する情報提供、関係機関・団体との一体的な支援、2つ目、経営改善等に係る研修会、セミナー等の周知、3つ目、地域計画に位置づけられた者の指導助言、4つ目、その他、農業を担う者を幅広く確保するための活動としております。

3. 関係機関との連携として、1つ目、美郷町及び美郷町農業委員会は、農地中間管理機構の機能を備えている農業公社と連携を密にし、担い手の規模拡大や新規就農者の農地取得が円滑に進むように支援する。2つ目、一般社団法人秋田県農業会議、秋田県農業協同組合中央会及び秋田県土地改良事業団体連合会は、秋田県農業経営・就農支援センターと連携して就農及び経営

の支援を行う。3つ目、美郷町、美郷町農業委員会及び土地改良区は農業を担う者の生活や生産基盤などの側面から相談などのサポートを行い、安定した経営を目指した相談対応を行う。4つ目、農業協同組合は、作目ごとの営農技術等の指導、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への提供を行うとともに、必要に応じて農業機械の貸与、農作業の委託の斡旋など必要なサポートを行う。以上、3項目になります。この3項目の追加ですけれども、特に新しいことを始めるというよりは、これまでの取り組みを基本方針や町の基本構想に明記するという意味合いが強いと考えております。次に、新旧対照表の10ページをご覧ください。農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標では、県基本方針の追加に合わせ地域計画の実現に向けて、農地中間管理機構を軸として農用地の利用調整に取り組み、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を図る旨を追加しております。こちらについても、地域計画の実現に向けてという文言以外はこれまでの取り組みと変わらないものと考えております。次に変更概要の5つ目、その他の変更ですけれども、基本構想内の人・農地プランという文言を地域計画に変更するもの、事業名の変更に伴う修正、概要の方に書いてないですけれども、条項の新設により条項ずれが発生しておりますので、条項ずれの修正をするものになります。簡単ではありますが、基本構想の概要の見直しについては以上になります。

- 議 長 暫時休憩します。 午前9時24分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時32分
- 議 長 議案第41号について事務局より説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。  
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、議案第41号について意見の答申ですが、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第41号については原案のとおり承認する意見を附して答申いたします。
- 議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。
- 議 長 これをもちまして、令和5年第10回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午前9時33分



上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和5年9月12日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 高 橋 広 樹

議事録署名委員 奥 山 秀 治